

00872

鳥取縣公報

條 例

◇鳥取縣例令第十五號

昭和二十二年四月鳥取縣條例第九號鳥取縣遊興稅賦課徵收條例の一部を次のように改正する。

昭和二十二年四月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中第二項及び第三項を削る。

第四條中第一號を削り、第二號を第一號、第三號を第二號とする。

第十二條第一項中「第一號から第六號」を「第一號から第五號」に改め第五號を削り、第六號を第五號、第七號を第六號、第八號を第七號とし、同號中「第二條に規定する場所の經營者に販賣」を「仕出」に改める。

第十九條中「百分の一」を「百分の二以内において知事

昭和二十二年四月廿五日
第 千 八 百 四 號

金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格5A列

の定める額」に改める。

別記第一號様式を次のように改める。

27808

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和二十二年四月二十五日 第 千 八 百 四 號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可 一

- 賦課係
- 一、縣税ノ賦課ニ關スル事項
 - 一、縣税檢査ニ關スル事項
 - 一、税外收入ノ測定ニ關スル事項
 - 一、縣税ノ徵收並ニ滯納處分ニ關スル事項
 - 一、税外諸收入ノ徵收ニ關スル事項
 - 一、縣税ノ缺損處分ニ關スル事項
 - 一、都道府縣税徵收ノ囑託及受託ニ關スル事項

告示

鳥取縣告示第百五十八號

產婆名簿より次の者を取消した。

昭和二十二年四月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡八橋町大字八橋一、五二二
開業地 東伯郡社村大字和田四二五

柿 本 いし子

昭和二十二年四月十五日奈良縣え轉住したので

昭和二十二年四月二十二日產婆名簿より取消す

鳥取縣告示第百五十九號

價格等取締規則第二條の規定により「丹切菓子」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年四月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取市二階町三丁目三〇

鳥取縣菓子協同組合

理事長 寺 崎 宇 助

一、届出人住所、名稱、氏名

二、届出品名及び價格

(一) 品名 丹切菓子

(二) 最終販賣價格 單位一〇〇匁 四〇圓〇〇

三、この告示後物價廳長官、中國地方物價事務局長又は知事が別の統制額を定めるときはこの届出價格は失効する

鳥取縣告示第百六十號

昭和十九年四月鳥取縣告示第二百十三號鳥取縣農業技術員確保鍊成委員會規程を次のように改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年四月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條中「農業技術員依託生制度等」とあるを「農業技術員等給費生制度等」に改める。

第四條 委員長ハ知事之ニ當ルモノトス

委員ハ内務部長、經濟部長、教育民生部長、農地部長、農務課長、教學課長、農業技術員養成所長、縣農業會會長、農學校長其ノ他學識經驗者中ヨリ知事之ヲ命ジ又ハ委嘱ス

昭和二十二年四月廿五日印刷
昭和二十二年四月廿五日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町取
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取